

2015年2月2日

PGF生命  
〔 プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル 〕  
生命保険株式会社

## みずほ銀行の終身保険「想いの終身」に「介護タイプ」(介護保険金特則)を新設

PGF生命(プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社、代表取締役社長 兼 CEO 谷川 武士)は、2月2日(月)より、株式会社みずほ銀行(頭取 林 信秀)にて販売している終身保険「想いの終身」において、新たに「介護タイプ」(介護保険金特則)の取扱いを開始することとなりましたのでお知らせします。

「想いの終身」は、万一の保障(そなえる)や資産形成(ふやす)、相続対策(のこす)といったお客さまの多様なニーズにお応えできる商品として2014年7月より販売を開始しております。今般、高まる介護保障ニーズをうけて、当商品に、「介護保険金特則」を付加した「介護タイプ」を新設することで、より幅広いお客さまのニーズにお応えします。

### 「介護タイプ」(介護保険金特則を付加したタイプ)の主な特徴

- 【特徴 1】 万一の保障に加えて、所定の要介護状態\*になられた場合、ご契約時に指定いただいた介護保険金割合に応じた介護保険金を受け取ることができます。
- \* 公的介護保険制度により要介護 2 以上の状態に該当していると認定されたときや満 65 歳未満の被保険者が、PGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が 180 日以上継続しているとき
- 【特徴 2】 介護保険金を受け取られた場合、以後の保険料のお払込みは免除されます。
- ※保険料のお払込みが免除された後も、万一の保障は生涯継続します。
- ※介護保険金割合 100%の場合、介護保険金お受け取り後、ご契約は消滅します。

※「想いの終身」は、上記の「介護タイプ」または、介護保険金特則を付加しない「基本タイプ」の 2 タイプからお選びいただけます。

※商品の概要については 2 頁以降の商品の特徴とイメージ図および参考資料をご参照ください。

## 商品の特徴とイメージ図

### ● 基本タイプ

介護保険金特則を付加しないシンプルな終身保険です。万一の保障を終身にわたり確保することができます。

- ご契約直後から、万一の保障を確保することができます。
- 解約返戻金が経過年数に応じて増え続けます。
- 万一の保障は、生涯にわたって継続します。

<イメージ図(主契約)>

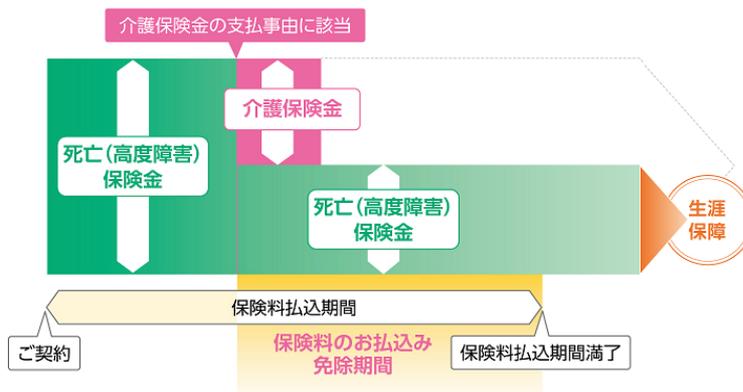


### ● 介護タイプ

介護保険金特則を付加することで、被保険者が介護保険金のお支払事由に該当したとき、介護保険金を受け取ることができる終身保険です。

- 公的介護保険制度により要介護 2 以上の状態に該当していると認定されたときや満 65 歳未満の被保険者が、PGF生命所定の要介護状態に該当し、その状態が 180 日以上継続しているときに介護保険金を受け取ることができます。また、以後の保険料のお払込みは免除されます。

<イメージ図(主契約)>介護保険金割合:50%



- ※ 介護保険金について…介護保険金は死亡（高度障害）保険金額にご指定いただいた所定の介護保険金割合を乗じた金額となります。介護保険金割合は 10%、30%、50% または 100%のうちからご契約時に指定していただき、以後、変更はできません。
- ※ 介護保険金の支払事由に該当されなかった場合、保険料の払込期間満了までお払込みは継続し、保障も生涯継続します。
- ※ 介護保険金をお支払い後、死亡（高度障害）保険金額から介護保険金と同額が減額され、以後の介護保障は消滅します。死亡保障・高度障害保障は継続します。（介護保険金割合 100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します。）

終身保険「想いの終身」の概要

商品の名称	基本タイプ： 「終身保険」 介護タイプ： 「介護保険金特則付終身保険」	
払込方法	月払・半年払・年払	
保険期間	終身	
被保険者契約年齢（満年齢）	基本タイプ：0歳～75歳 介護タイプ：6歳～75歳	
保障内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡保険金 被保険者が死亡されたときにお支払いします。</li> <li>高度障害保険金 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態に該当したときにお支払いします。</li> <li>介護保険金（介護保険金特則を付加した場合） 被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、次のいずれかに該当したときにお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき</li> <li>② 次の2つの条件を満たすとき <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 満65歳未満の被保険者がPGF生命所定の要介護状態に該当したこと</li> <li>2) その要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>次のいずれかの場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき</li> <li>・介護保険金特則を付加した場合で介護保険金の支払事由に該当し介護保険金をお支払いしたとき（介護保険金割合100%の場合、介護保険金のお支払い後、ご契約は消滅します）</li> </ul> </li> </ul>	
クーリング・オフ	ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。	
付加できる主な特約	疾病障害による保険料払込免除特約（※基本タイプのみ）	疾病により所定の身体障害状態になった場合、以後の保険料のお払込みが免除されます。
	保険料払込免除特約Ⅰ型（※基本タイプのみ）	所定の三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されるとともに、所定の既払込保険料相当額をお支払いします。
	災害死亡給付特約（※基本タイプのみ）	不慮の事故等により死亡・高度障害状態に該当された場合、災害死亡（災害高度障害）保険金をお支払いします。
	指定代理請求特約	受取人に保険金を請求できない所定の事情がある場合、代理人が請求することができます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡保険金の全部または一部を前払請求することができます。
	保険金等の支払方法の選択に関する特約	保険金や解約返戻金は年金でのお受取りや一定期間の据置きが可能です。
	介護前払特約	被保険者が所定の要介護状態になった場合、保険金の一部を前払請求することができます。 ※ 介護タイプで、介護保険金割合が100%の場合、本特約をお取扱いできません。
	介護保険金年金支払特約（※介護タイプのみ）	介護保険金を年金でお受取りすることができます。

※ 商品の詳細につきましては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要/注意喚起情報）兼パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。